

## 法令適用事前確認手続（照会書）

平成22年9月9日

国土交通省自動車交通局旅客課長 殿

照会者 弁護士 飯田



下記について、照会する。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意する。

記

### 1. 法令名及び条項

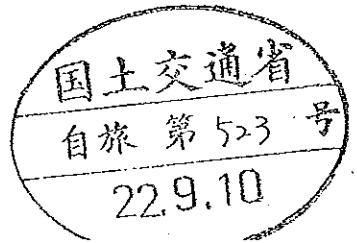
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第2項

道路運送法第4条第1項

### 2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

X社は、Y県公安委員会より自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条による認定を受け、自動車運転代行業を行っている。これまでY県警察本部の指導に従い、いわゆるA B間輸送を一切行ってこなかったが、今後はA B間で一切報酬を受け取らず、かつ、B C間の報酬を請求する際にA B間の輸送分の



報酬を上乗せして請求することもない形態での無償でのA B間輸送を行いたい。

このような無償でのA B間輸送を行った場合、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項による指示、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第2項による営業の停止を受けるか否かについて照会を行う。

### 3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

#### (見解)

本件のようなA B間輸送は道路運送法第4条第1項には当たらず、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項による指示、同法第23条第2項による営業の停止を受けることはない。

#### (根拠)

道路運送法第4条第1項は「一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。」と規定されており、旅客自動車運送事業とは「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」である（道路運送法第2条第3項）、無償で自動車を使用して旅客を運送する行為は、旅客自動車運送事業には該当せず、国土交通大臣の許可は不要である。

そして、有償か無償かは、当該旅客運送という役務の提供に対し、その利益を受ける者が対価の支払義務を負うか否かによって定まるものであるから、A B間輸送についての対価の提供を受けなければ、A B間輸送は無償で自動車を使用して旅客を輸送する行為であるので、旅客自動車運送事業には該当しないと考える。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項、同法第23条第2項は、道路運送法第4条第1項に違反した場合、国土交通大臣による指示、国土交通大臣の公安委員会に対する営業の停止の要請が規定されているが、対価の提供を受けないA B間輸送であれば、道路運送法第4条第1項に違反しないので、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項、同法第23条第2項に基づく指示等は適用されないと考える。

以上